

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示

- 公共測量終了の通知(四〇五・建設管理課)……………1
- 道路の供用開始(四〇六・道路課)……………1
- 道路区域の変更(四〇七、四〇八・道路課)……………1
- 開発行為に関する工事の完了(四〇九・秋田地域振興局建設部)……………2

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………2
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)……………2

選挙管理委員会告示

- 1) ……………3
- 政治団体の設立の届出(九三)……………4
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(九四)……………4
- 政治団体の解散の届出(九五)……………5
- 政治団体の収支に関する報告書(九六)……………5
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(九七)……………6
- 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(九八)……………6
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(九九)……………6
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一〇〇)……………6

公安委員会告示

- 雑踏警備業務に係る検定の実施(一一一・生活安全企画課)……………7

告示

- 秋田県告示第四百五号
平成十八年秋田県告示第五百五号の公共測量について、平成十九年七月三十一日終了した旨大館市長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定に基づき、公示する。
平成十九年八月二十一日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十九年八月二十一日
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
国 道	二百八十二号	鹿角市十和田毛馬内字中陣場九番一から八一番一まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十九年八月二十一日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十九年八月二十一日から同年九月三日まで

秋田県告示第四百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十九年八月二十一日
秋田県知事 寺田典城

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
十二所花輪大湯線	新	旧	十二所花輪大湯線	鹿角市尾去沢字田綱四九番四から字表沢三六番六まで	六・〇〇〇〇三三・五〇	〇・三九八
	新	旧				

- 一 道路の種類
- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十九年八月二十一日から同年九月三日まで

秋田県告示第四百八号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年八月二十一日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-------	-----	-------------	------------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県道	新	旧		
	仙ノ台桧山線	仙ノ台桧山線	能代市母体字小沢口一五一番地先から二〇七番一地先まで	能代市母体字小沢口一五一番地先から二〇七番一地先まで
			B 能代市母体字小沢口一五一番地先から二〇七番一地先まで	A 能代市母体字小沢口一五一番地先から二〇七番一地先まで
			能代市母体字小沢口一五一番地先から二〇七番一地先まで	
			九・〇〇〇〇四二・〇〇〇	九・〇〇〇〇四二・〇〇〇
			五・〇〇〇〇一七・〇〇〇	五・〇〇〇〇一七・〇〇〇
			〇・一四八	〇・一四八
			〇・三七三	〇・三七三

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年八月二十一日から同年九月三日まで

秋田県告示第四百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十九年四月二十七日付け指令秋建二一十で許可した開発行為(第一工区)に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

- 平成十九年八月二十一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
秋田市茨島四丁目十九番五十二号
株式会社財産コンサルティング 代表取締役 納谷 彰
- 二 開発区域(第一工区)に含まれる地域の名称
潟上市天王字長沼六十四番三、六十四番四、八十五番二十八、八十五番七十六及び字上北野四番二十八

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

- 平成十九年八月二十一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 申請のあった年月日
平成十九年八月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ノースウインド
- 三 代表者の氏名
柴田光代

- 四 主たる事務所の所在地
秋田県能代市字下瀬二十七番地二十四
- 五 定款に記載された目的
IT技術は、産業・商業分野に留まらず、福祉や生涯学習と

いった、憲法二五条に謳われている個人の幸福(生存権)を追求する上でも、広く可能性が望める技術分野である。この法人は、地域社会に対して、IT啓蒙活動その他に関する事業を行い、国が現在、積極的に推し進めているIT技術を地域に普及させることで、地域活性化に寄与し、また既に活動している様々な地域コミュニティ、行政とも連携することで、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、潟上市天王土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

- 平成十九年八月二十一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 退任理事の住所及び氏名
潟上市天王字二田百四十八番地三 真壁末治郎
" " " " 安田 金幸
" " " " 二田百十八番地九 海老沢幸治郎
" " " " 天王百四十五番地 戸田 金憲
" " " " 天王百二十三番地一 鎌田 健一
" " " " 不動台五十六番地 桜庭 茂雄
" " " " 羽立百七十七番地一 児玉 博光
" " " " 塩口三百九十一番地 米谷 孝誠
" " " " 児玉七十九番地 渡部 保悦
" " " " 昭和大久保字北野大崎道添百三十四番地二 菅原 静雄
" " " " 潟上市天王大崎字沖中谷地三十九番地一 吉田 新一
" " " " 碓二番地 三浦 文雄

- 二 就任理事の住所及び氏名
潟上市天王字二田百四十八番地三 真壁末治郎
" " " " 塩口七十二番地三 丸谷 金一
" " " " 天王百二十三番地一 鎌田 健一
" " " " 児玉七十九番地一 渡部 保悦
" " " " 昭和大久保字北野大崎道添百三十四番地二 菅原 静雄

潟上市天王字二田二百十八番地九 海老沢幸治郎
" " " " 天王百四十五番地 戸田 金憲
" " " " 大崎字沖中谷地三十九番地一 吉田 新一
" " " " 碓二番地 三浦 文雄
" " " " 字羽立五十一番地 安田 金幸
" " " " 不動台五十六番地 桜庭 茂雄
" " " " 羽立百七十七番地一 児玉 博光

三 退任監事の住所及び氏名
潟上市天王字江川六十八番地 藤原 幸誠
" " " " 中羽立五百九番地三 菅生 勝美
" " " " 塩口三百九十九番地 石川善太郎
" " " " 江川六十八番地 藤原 幸誠
" " " " 中羽立五百九番地三 菅生 勝美

四 就任監事の住所及び氏名
潟上市天王字塩口三百九十九番地 石川善太郎
" " " " 江川六十八番地 藤原 幸誠
" " " " 中羽立五百九番地三 菅生 勝美

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

- 平成十九年八月二十一日
- 秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
----	-----	-----	-------	---------

番号	場 所	期 間
一	秋田市四ツ小屋字下川原一四六番	宅地 四一六・一一〇〇
二	秋田市四ツ小屋字下川原一四八番	宅地 六八八・六二〇〇
三	大仙市刈和野字上ノ台 荒屋敷一〇六番一〇	宅地 二六五・七〇〇〇
四	大仙市刈和野字上ノ台 荒屋敷一〇六番一〇	建物 八五・八六〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇一七三三六)	平成十九年八月二十一日(火)から九月四日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
二	秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇一七三三六)	平成十九年八月二十一日(火)から九月四日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

番号	場 所	日 時
三	秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇一七三三六)	平成十九年八月二十一日(火)から九月四日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
一	秋田県出納局会計管財課入札室	平成十九年九月五日(水) 午前一〇時
二	秋田県出納局会計管財課入札室	平成十九年九月五日(水) 午前一〇時
三	秋田県出納局会計管財課入札室	平成十九年九月五日(水) 午後一時

三 入札執行の場所及び日時

四 入札に参加する者に必要な資格
 入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合
 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 (二) 法人の場合
 法人の登記事項証明書
 六 入札保証金に関する事項
 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
 七 入札の無効
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。
 なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
 八 その他
 詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇一七三三六)に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地

方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年八月二十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量
 胃部検診車 一台
 (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限
 平成二十年三月二十一日(金)

(四) 納入場所
 秋田県総合保健事業団

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格
 (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
 (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
 (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
 (4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (2)の資格に係る申請
 (一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのもの)に限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。(により平成十九年九月七日(金)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。)

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)

(二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=inhDisplay>) により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年八月二十一日(火)から平成十九年九月十四日(金)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成十九年八月二十一日(火)から平成十九年九月十四日(金)までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所
平成十九年九月二十一日(金)午後一時三十分
秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十

一 その他の政治団体

条から第六十三条までに規定するところによる。
六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
四 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : Stomach X-ray examination car
2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 21 September, 2007
3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定により、平成十九年七月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の第二項の規定に基づき、告示する。
平成十九年八月二十一日
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
金田勝年を支援するお茶人の会	辻 兵 吉	辻 兵 吉	秋田市大町二丁目三番二十七号 秋田ニューシティビル五F	平成十九年七月二日
阿部養助後援会	安 倍 政 幸	奥 山 春 一	雄勝郡羽後町軽井沢字下ノ沢三十九番地	平成十九年七月二十五日

秋選管告示第九十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條の規定により、平成十九年七月一日から同月三十一日までの間に次の

一 政党

政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七條の第二項の規定に基づき、告示する。
平成十九年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

内	容
---	---

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党秋田市支部	代表者	赤坂光一	富樫博之	平成十九年七月十一日
自由民主党田沢湖支部	代表者	真崎寿浩	細川俊雄	"
	会計責任者	高田肇	藤井義廣	"
	主たる事務所の所在地	仙北市田沢湖卒田字沖田二	仙北市田沢湖卒田字白旗百五	平成十九年七月五日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容		届出年月日
		新	旧	
ながせ良孝後援会	主たる事務所の所在地	横手市大雄字四ツ屋西九十九一	横手市婦気大堤字婦気二十二一	平成十九年七月四日
元気な新横手を創る会	主たる事務所の所在地	横手市大雄字四ツ屋西九十九一	横手市婦気大堤字婦気二十二一	"
佐藤むねよし後援会	主たる事務所の所在地	仙北市西木町小測野字山崎百二十四	仙北市西木町門屋字六本杉三十一三	平成十九年七月九日

秋選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十九年七月一日から同月三十一日までの

間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成十九年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
おぎわら守後援会	荻原守	平成十九年七月二十二日	平成十九年七月二十六日

秋選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十九年八月二十一日
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一
種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書
報告書の要旨
1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体
政治団体の名称 おぎわら守後援会（平成19年分）
報告年月日 平成19年6月12日
収入・支出の総額
(ア) 収入総額
(イ) 支出総額
92,954円

前年からの繰越額
本年の収入額
92,954円
0円
〇円

秋選管告示第九十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に

基づき、告示する。
平成十九年八月二十一日
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
永瀬 良 孝	市長（候補者にならうとするもの）	ながせ良孝後援会	主たる事務所の所在地	横手市大雄字四ツ屋西九十九二	横手市婦気大堤字婦気二十二一	平成十九年七月四日

秋選管告示第九十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成十九年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	名	称	取り消した資金管理団体	代表者氏名	届出年月日
荻原 守	秋田市議会議員（候補者にならうとする者）	おぎわら守後援会	秋田市添川字添川十三	秋田市添川字添川十三	荻原 守	平成十九年七月二十六日

秋選管告示第九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成十九年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

五十分の一の数 一九、一〇三
三分の一の数（選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二五、八五九

秋選管告示第百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
平成十九年八月二十一日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

選挙区別
秋田市 九〇、七六一
能代市山本郡 二七、五二二
横手市 二八、九四〇

大館市	二二、一七三
男鹿市	一〇、一三三
湯沢市雄勝郡	二一、三八九
鹿角市鹿角郡	一一、二二二
由利本荘市	二四、七五四
潟上市	九、八〇六
大仙市仙北郡	三二、七九七
北秋田市北秋田郡	一一、一五七
にかほ市	七、九三二
仙北市	八、九六九
南秋田郡	七、八四三

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第111号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、公示する。

平成19年8月21日

秋田県公安委員会委員長 大 刈 宏 道

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級
検定規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務に係る2級
- 2 実施日時
平成19年11月22日（木）午前9時から午後5時まで
- 3 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号
秋田県青少年交流センター
- 4 定員
30人（先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。）
- 5 受検資格
(1) 秋田県内に住所を有する者
(2) 秋田県内の営業所に属している警備員
- 6 受検申請手続
(1) 受付期間
平成19年9月10日（月）から同月14日（金）までの午前9時から午後5時まで
(2) 申請場所
申請者の住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (3) 提出書類
ア 検定申請書 1通
イ 秋田県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）
ウ 秋田県外に住所を有し、秋田県内の営業所に属している警備員にあつては当該営業所に属していることを疎明する書面
エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
オ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状
(4) その他
検定申請書の提出は、申請者又はその委託を受けた者によ

ることとする。

7 手数料

13,000円

検定申請書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。ただし、検定申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

8 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

(1) 検定当日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

(2) 検定に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

(3) 検定について不明の点は、秋田県警察本部生活安全企画課（電話018-863-1111 内線3043、3044）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄